

News Release

令和5年5月2日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

青木あすなろ建設（株）九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

青木あすなろ建設（株）九州支店（福岡市博多区博多駅前1-19-3）

（本社：東京都千代田区神田美土代町1）

- ・ 土木一式工事－特A級
- ・ 建築一式工事、しゅんせつ工事、水道施設工事－A級

2 指名停止期間

5月8日から7月7日まで 2か月

3 指名停止理由

青木あすなろ建設（株）は、農林水産省から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から同条第3項に基づく営業の停止命令を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第11項（建設業法違反行為）に該当する。

指名停止期間については、（短期）1か月以上（長期）9か月以内の範囲で措置することとなり、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準第2条第2項第4号（建設業法に規定する営業停止に該当するとき）の加算条項に該当するため、短期1か月に1か月を加算し、2か月とする。

5 令和3年度～令和4年度発注実績

なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：工事契約係 森

電話：直通72-9240（内線1361）